

東日本大震災津波復興特別委員会会議記録

東日本大震災津波復興特別委員会委員長

1 日時

平成24年7月6日（金曜日）

午前10時3分開会、午後1時47分散会

（うち休憩 午前11時53分～午後1時2分）

2 場所

特別委員会室

3 出席委員

田村 誠委員長、工藤勝子副委員長、渡辺幸貫委員、伊藤勢至委員、及川幸子委員、佐々木順一委員、工藤大輔委員、大宮惇幸委員、小田島峰雄委員、関根敏伸委員、五日市王委員、高橋昌造委員、喜多正敏委員、高橋 元委員、郷右近浩委員、小野 共委員、岩渕 誠委員、高橋但馬委員、後藤 完委員、軽石義則委員、佐々木努委員、名須川晋委員、佐々木朋和委員、佐々木大和委員、千葉 伝委員、柳村岩見委員、樋下正信委員、嵯峨志朗委員、熊谷 泉委員、岩崎友一委員、高橋孝眞委員、福井せいじ委員、城内愛彦委員、神崎浩之委員、飯澤 匡委員、及川あつし委員、工藤勝博委員、吉田敬子委員、小西和子委員、木村幸弘委員、斉藤 信委員、高田一郎委員、小野寺好委員、清水恭一委員、小泉光男委員、佐々木茂光委員

4 欠席委員

久保孝喜委員

5 事務局職員

及川事務局次長、菊池議事調査課総括課長、安部政務調査課長、葛西主任主査、米内主任主査、菊池主査

6 説明のために出席した者

高前田理事兼復興局副局長、蓮見復興担当技監、加藤総務部長、東大野農林水産部長、若林県土整備部長、根子総務部副部長、菊池農林水産部副部長、菅原県土整備部副部長、大村技術参事兼漁港漁村課総括課長、堀江総務部人事課総括課長、田中総務部総務室入札課長、及川農林水産部農林水産企画室管理課長、井上県土整備部県土整備企画室管理課長、吉田県土整備部建設技術振興課総括課長、八重樫県土整備部建設技術振興課技術企画指導課長、森復興局企画課総括課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

- (1) 災害復旧事業に係る入札・契約事務における積算誤り等の事案について
- (2) その他

9 議事の内容

○**田村誠委員長** ただいまから東日本大震災津波復興特別委員会を開会いたします。

久保委員は欠席とのことですので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、日程第1、災害復旧事業に係る入札・契約事務における積算誤り等の事案について、執行部から説明をお願いいたします。

○**東大野農林水産部長** 今回、東日本大震災津波復興特別委員会に提出させていただいた資料のうち、私からは資料1の災害復旧事業に係る入札・契約事務における積算誤り等の事案について、それから資料2、災害復旧事業に係る入札・契約事務における積算誤り等の事案に対する対応の経緯について、それから資料3、災害復旧に係る入札・契約事務における積算誤り等の事案の検討結果について、この三つの資料の概要を説明させていただきます。

最初に、資料1であります。事案の概要につきましては、さきの委員会でも説明させていただいた部分もございますが、まず1、入札・契約に係る誤り等の内容につきまして、(1) 漁港関係災害復旧事業関係では、沿岸広域振興局水産部、大船渡水産振興センターが入札、契約いたしました地質調査、構造設計業務の委託案件のうち14件につきまして、設計積算や最低制限価格に誤りがありました。うち12件につきましては、正しく積算等を行った場合に、現在の契約者とは異なる者が落札者となり得たという事案が発生いたしました。また、これらの事案のほかに沿岸広域振興局水産部所管の災害復旧工事案件で、入札公告の後に工事資材単価の誤りが判明いたしました。これは再公告いたしました。1件ございました。

さらに、(2)にまいります。宮古土木センターが入札契約した市道災害復旧測量・地質調査業務の委託案件1件につきまして、委託計算システムに起因いたします積算誤りがございました。正しく積算を行った場合、現在の契約者とは異なる者が落札者となったという事案が発生いたしました。

2ページにまいります。2の当該事案に対する対応についてでございますが、これらの事案のうち、現在の契約者と異なる者が落札者となり得た13件、農林水産部が12件、県土整備部は1件でございます。これにつきまして、入札の公平性、公正性の確保という点で、このまま契約を継続することは適当ではないと判断いたしまして、相手方と協議し、同意を得た上で既に履行されている部分、これを委託業務の内容といたします変更契約を締結して精算処理を行うことといたしました。

当該事案13件に対する関係者は9者ございますけれども、職員がそれぞれ訪問させてい

ただき、経緯を説明させていただいた上で、当該契約につきまして契約を変更して精算すること、そして契約変更等の手続の前に再入札の手続に入ることににつきまして同意をお願いいたしました。この要請に対しては、6月25日までに全ての関係者、9者でございますが、同意が得られてございます。

今後関係者と十分に協議いたしながら、精算の手続を進めます。それとあわせて、再入札の手続を慎重かつ迅速に進めることといたしております。

3にまいりまして、再発防止に向けた対応策等についてでございますが、(1)のとおり、事案の発生を受けまして、本庁と出先機関の漁港担当者による緊急会議を開催いたしました。これは、情報の共有、二重チェックの徹底、こういった対策を周知しました。そのほか、研修会を開催し、現在再発防止に努めてございます。

次に、(2)でございますが、農林水産部内に外部の有識者を含みます災害復旧関係入札等検証委員会を設置いたしました。事案発生 of 要因、問題の検証、それから再発防止に向けた対策を検討いたしまして、6月25日には委員会から農林水産部に対して報告書が提出されました。この報告書については、後ほど説明させていただきます。

この概要であります。報告書では再発防止に向けた対応策として、多重チェックの徹底や情報共有の徹底、そして研修等による技術職員の能力向上など、事務処理上の対策を挙げてございますほか、入札等の制度面や組織体制につきましても言及してございまして、意見として提言されております。

箱書きの中に検証委員会の委員構成及び検証経過を記載しておりますので、ごらんください。委員は、1委員の構成のとおりでありまして、この中に外部有識者といたしまして岩手大学農学部の倉島教授と、それから岩手県立大学総合政策学部の元田教授を委員をお願いいたしました。助言を受けてございます。

また、検証経過につきましては、2に記載があるとおりでございますが、ワーキンググループでの作業を経て6月20日に第1回、同月25日に第2回の委員会を開催し、それぞれ問題点等の検証及び再発防止策の検討を行った上で、報告書を取りまとめております。

(3)でございますが、検証委員会の報告を受けまして、6月27日に関係部局の副部長等で構成いたします建設関連業務入札契約等適正化検討会を開催いたしました。検証委員会での検証報告に基づきまして、全庁的な対応等を検討してございます。

さらに、(4)のとおり、6月29日でございますが、知事、副知事及び関係部局長が出席した拡大幹部会議を開催いたしました。検証委員会の報告及び検討会での議論を踏まえまして全庁的な再発防止策及び今回の事案を契機といたしました全庁的な取り組みを決定いたしました。

次に、(5)でございますが、この内容は7月2日に開催いたしました庁議で各部局長にも周知してございます。この庁議で周知された内容は、資料5で後ほど総務部長から説明させていただきます。

資料2をごらんください。資料2は、5月9日の最初の事案判明時から7月2日の庁議

での全庁的な再発防止策、全庁的な取り組みの周知までの経緯を整理したものです。5月9日に沿岸広域振興局水産部所管の案件で、最低制限価格の誤りが判明いたしました。翌10日に関係者に業務の停止を依頼いたしまして、15日から18日にかけて職員が関係者を訪問し、経緯を説明いたしました。この間、各振興局、水産振興センターでは、類似案件の点検をいたしておりましたが、15日に大船渡水産振興センター所管の案件で設計積算の誤りが判明いたしました。翌16日に関係者に業務の停止を依頼いたしました。さらに、21日に1件の積算誤りが判明いたしまして、同日に関係者に業務の停止を依頼してございます。その後、21日から23日にかけて職員が関係者を訪問し、経緯を説明いたしました。

また、22日になりますが、宮古土木センター所管の案件で設計誤りが判明いたしました。翌23日に関係者に業務の停止を依頼いたしました。職員による関係者への経緯説明は、相手方の指定で31日になりました。県土整備部事案が発生いたしましたので、農林水産部事案の対応は県土整備部事案も当該事案の関係者への説明が終了した上で、県として同様に扱うこととしましたので、この間当部の動きが記載されていないというような経過がございます。

2ページ冒頭にまいります。県としての取り扱いでございますが、1日から4日にかけてまして、県としての取り扱いについて検討されてございます。検討内容は箱書きのとおりでございますが、2行目後段の部分ですが、関係者の理解を得ながら、不適切な状態を解消するという、それから早急に次の段階に移行できるよう事務手続を進めること、こういった内容でございます。

これを実行するために、6月5日に関係者に対しまして契約の変更と精算手続を行いたい旨の同意を求める文書を発出いたしました。

このような中で、6月6日でございますが、大船渡水産振興センター所管の案件で、発注用の設計図書と設計積算書の数量の不一致が判明いたしました。8日に関係者に説明、業務の停止を依頼しましたが、関係者のうち1者につきましては、職員による説明は相手方の指定で6月15日となっております。この大船渡の数量不一致の件も含めて、8日の欄の右欄にございますが、誤りの累計件数は15件、うち誤りにより入札結果に影響があるものが13件となりました。

3ページになりますが、検証委員会関係では、最初の委員会は20日に開催し、問題点を検証し、25日の委員会で再発防止等の検討結果を取りまとめました。なお、22日のワーキンググループの検討では、県土整備部から提供のありました平成23年度の入札取りやめ事案、これも類似性があるということで、ワーキングの中で検討してございます。この関係もございまして、委員会の名称、漁港海岸というのが、第1回目で冠をかざしてございすけれども、2回目では検証の範囲が広がったということでそれを取っております。

それから、25日までに精算による契約の終了等の同意をお願いしました全関係者からの同意が得られてございます。

あと、検討委員会、拡大幹部会議、それから庁議等の関係につきましては、資料1と説

明が重複しますので、省略させていただきます。

次に、資料3、災害復旧事業関係入札等検証委員会の報告書について説明させていただきます。さきに申し上げましたとおり、県では積算誤り等が多く判明いたしました農林水産部内に外部の有識者を含みます災害復旧関係入札等検証委員会を設置して、事案の発生の要因、あるいは問題の検証、さらに再発防止に向けた対応策を検討したところでございます。この資料は、当該検証委員会が検証した結果を取りまとめた報告書です。

ページをめくっていただいて、1ページをお開き願います。まず、1といたしまして、先ほど申し上げた設置の目的等が記載されてございます。

次に、2として次案の概要が記載されております。これは、後段のほうに県土整備部の平成23年度事案の検証も行ったという記述がございまして。

なお、事案の概要につきましては、資料1で説明した内容と重複いたしますので、ここでは省略させていただきます。

2ページをお開きください。3に背景、事案が発生した背景では、例年を大きく上回る事業量であったこと、建設関連業務委託に係る積算用システムの本格稼働を待たずに表計算ソフトで作成した積算用シートを使用していたこと、あるいは情報を共有する環境が十分ではなかったことがその背景として挙げられております。

4個別事案の概要では、2の事案の概要について個別の事案ごとにさらに細かくまとめられています。ここで委員会の検証作業の進め方について説明させていただきます。まず、全体の概要につきまして委員全員が共通の理解を形成した後に、個々の事案ごとに直接的な誤りの原因を探りながら問題と考えられる点を出し合います。その後、各委員から出された問題点、課題等を整理した上で、再発防止に向けた対応策を検討していくといった手順をとりました。

個別事案については、それぞれなぜ発生したかという細かいところまで確認した上で、内容を検討してございますが、そこを飛ばしていただいて、5ページをお願いいたします。問題点・課題の整理であります。4の個別事案ごとに具体的な誤りの内容や直接的な要因をもとに、発生原因や問題点を課題ごとに整理したものです。まとめ直したということです。

まず、事務処理上の問題点、課題として6項目に整理してございます。5ページから7ページの上段までになりますが、まず一つは5ページにございます(1)、最低制限価格の算定誤り、続いて建設関連業務委託の積算誤り、さらに6ページにまいりまして、設計数量や金額などの入力誤り、これは直接的なものですが、その後情報共有の課題、積算誤り等のチェックの課題、さらに(6)になりますが、担当職員の研修に関する課題、こういったくくりで問題点、課題を整理してございます。

この6項目のほかに、7ページにございまして、制度等に関するものについても3項目挙げております。(7)として、入札・契約制度に対する事故安全性、(8)として検算・審査体制の充実と人事交流、それから(9)として設計積算等に係る技術指導體制の

強化、そういった3項目につきましても整理して、検証委員会ではこの9項目についてそれぞれの対応策を検討いたしまして、その結果を7ページの下3分の1くらいのところに6再発防止に向けた対応策とございますが、これにまとめてございます。

最初に、事務処理上の問題点と対応策に対しましては、7ページの一番下でございますとおり、(1)最低制限価格の算定誤りでは、マニュアルの作成と周知徹底、それから多重チェックなどの対応策をとるべきとしております。

8ページにまいりまして、(2)建設関連業務委託の積算誤りでは、委託積算システムの活用、それから積算基準書での確認の励行等の対策が挙げられております。

それから、(3)設計数量や金額などの入力誤りでは、二重チェックの徹底、人為的な誤りを予防するような発想をもとにしたシステム等の検討、さらに(4)の情報共有の課題では、本庁と広域振興局が情報を迅速に共有できる仕組み、あるいは各公所で課内会議を週ごとに開催、分散した職場環境で情報を共有できる仕組みの構築等のことと、会議方式で確実に情報が伝わるように徹底するといったような項目が掲げられております。

(5)にまいりまして、積算誤り等のチェックの課題では、点検の日時あるいは実施者等の記録を残す、多重チェックを徹底するといったような項目です。

9ページにまいりまして、(6)担当職員の研修に関する課題では、技術研修の開催、現地機関での職員研修に対する本庁の支援、会議等における情報共有の徹底などが挙げられているところでございます。

さらに、制度等に関する意見としては、(7)ですが、入札・契約制度における事故安全性等の意見として、最低制限価格が類推しにくい方法とすること、最低制限価格の算定方法を簡略化することなど5項目が挙げられてございます。

10ページにまいりまして、検算・審査体制の充実と人事交流として、検算、審査専門職員の充実、あるいは部局間の人事交流が挙げられてございます。

(9)であります、設計積算等に係る技術指導体制の強化として、復旧、復興に対応できる技術指導体制の整備などが提言されてございます。

以上が入札等検証委員会から提出された報告の概要でございます。以上で資料1から3の説明を終わります。

○若林県土整備部長 私のほうからは、資料4を御用意いただきたいと思っております。この資料は、去る6月18日の東日本大震災津波復興特別委員会におきまして、及川あつし委員からお話がありました積算参考資料についての添付の経緯も含めて御説明いたしたいと思っております。

まず、参考であります、添付の経緯がございます。当部所管の設計業務等の予定価格につきましては、国土交通省の積算基準書に基づいて積算をしております。この基準書は、一般にも販売されておまして、ホームページで公開されている一般的な労務、それから資材とあわせて入札参加者は発注者と同額の予定価格を算定することが可能となっております。しかしながら、見積もりを参考とした場合の歩掛や単価などについては、公表して

おりませんでしたことから、入札希望者から基準書等と同様に公表してほしいとの要望や問い合わせが非常に多く寄せられました。このために、入札の公正性・透明性が図られる、入札参加者の迅速な見積りに資するという二つの点で、平成23年4月1日以降入札公告する業務より入札公告時に添付しているものであります。

どういふものを添付しているかといいますと、次のページになります。別添1になります。入札時（見積）積算参考資料ということで、見積もりを参考とした場合の歩掛と単価、2番とか3番、それから、公表されている基準書等によらない適用とした場合の歩掛、単価、それからあとは技術経費率の適用、何%を適用していますと。加えて、旅費交通費の積算上設定している出発基地、例えば盛岡とか、仙台とかから計上していますということです。それからあとは、冬期歩掛補正基準の適用はどうなっているかということもここでお示しをしております。

それから、別添の2、次のページであります、これがうちの建設技術振興課から部内各課室、それから広域振興局に通知をしている取り扱いの文書でございます。平成23年2月22日付で出しているものでございます。

○加藤総務部長 私のほうからは、資料5の災害復旧事業に係る積算誤り等の事案を踏まえた全庁的な再発防止策について説明申し上げます。

災害復旧事業関係入札等検証委員会の報告書及び建設関連業務入札契約等適正化検討会での議論を踏まえまして、積算誤り等の再発防止及び災害復旧業務を初めといたしました業務全般を円滑に推進するための全庁的な取り組みを定めたものでございます。

1の災害復旧事業に係る建設関連業務の積算誤り等の事案の再発防止策についてでございますが、経験不足や不注意など、事務処理上の問題点につきましては、二重チェックの徹底、委託積算システムによる設計積算書作成、情報共有の仕組みの構築、技術研修などにより対応してまいります。

また、制度の見直しによる対応といたしましては、事案の影響度合いによる入札等手続の続行方策の検討、誤りが発生いたしました事態収拾のルールの特明化の検討を速やかに行うとともに、総合評価落札方式の試行実施及び最低制限価格の設定方法の見直しを行うこととしております。

組織体制の充実強化といたしましては、検査、診査及び技術指導を専担で行う職の設置に向けた検討を行うほか、土木職、農業土木職、水産土木職の人事交流の拡大についても取り組んでまいります。

なお、建設工事についても同様の誤りが発生する可能性がありますことから、必要な再発防止策は同様に徹底することといたしております。

続いて、2の今回の事案を契機とした全庁的な取り組みについてであります、めくっていただきまして、2ページをお開き願います。震災からの復旧、復興に県を挙げて取り組む中、災害復旧事業に係る入札契約事務におきまして、今回誤った事務処理事案が複数発生したことを重く受けとめるとともに、これを契機といたしまして県全体の事務事業に

つきまして、改めて適正な事務処理を期して事務事業のプロセスの点検、チェック機能の強化、専門的な技術、知識の研修の充実、風通しのよい組織風土の醸成、管理監督者のマネジメント強化につきまして、全庁的に取り組むこととしたものでございます。

以下、3ページ以降につきましては、検証委員会の報告書で示された問題点、課題に対する再発防止策につきまして、対応関係を整理したものを参考として添付しております。

○田村誠委員長 それでは、ただいま説明のありました件について質疑、御意見等ございませんか。

○嵯峨吉朗委員 一般質問でも取り上げさせていただいて、知事及び復興局長、副知事の答弁を頂戴しました。全体的なことはわかりましたけれども、その際に質問した中で、新しい最低制限価格の設定、入札の方法と同じ価格、同札がまたふえるというような説明を何かで見たのですけれども、そういったことになる懸念を私自身も持つわけですけれども、その点はどのようなのでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

○吉田建設技術振興課総括課長 このたびの最低制限価格制度の見直しによりまして、算定式の簡素化をします。そうしますと、当然結果としてあらわれてきます数字はわかりやすくなってしまうということがございますので、それを的中されるということを避けるために、予定価格に0.8を掛けたものの前後の一定幅の中で最終的な最低制限価格を決めるということによりまして、簡単に的中されないようにしたいと考えております。

○嵯峨吉朗委員 この間の記事だったか、ちょっと手元に今ないのですが、いわゆるくじ引きがふえる可能性があるという認識を述べたような気がしたのですけれども、そうしますとちょっとそれは違ったのかな、どうですか。

○吉田建設技術振興課総括課長 あの時点では、単純に簡素化をただけではふえると認識しておりました。それで、あの時点ではそれについての問題意識は余り持っていなかったのですが、詳しく制度設計を詰めていく過程におきまして、やはり簡単に的中される、くじ引きがふえるという事態を放置するということはいかがなものかと考えておきまして、そのような考え方を修正しているものでございます。

○嵯峨吉朗委員 くじ引きというのは、公平のような感じもしますけれども、大変業者の方々からすると困っているというのが事実だったので、そういう対応をしてもらうのは結構ですけれども、その最低価格の設定方式というのは、以前建設業務等でもやっていたのだと思うのですけれども、実際にはその問題点も指摘されていたのですよね。その辺はどのようなのでしょうか。理想的にできるかどうかというのは、求めても難しいけれども、この設定方式ですと、そういった問題、新たな問題が生じてくるような気がするのです。その点は、今後の課題ということのとらえ方でいいのですか。

○吉田建設技術振興課総括課長 最低制限価格制度の見直しにつきましては、今般起きました非常に残念な事案を踏まえまして、その対応策として緊急的に実施しようとするものでございますので、その実施状況等を見ながら、よりよい制度に改善していくということも今後必要になってくる可能性があるかと承知しております。

○嵯峨吉朗委員 ぜひ総合評価的なものを取り入れていって、価格以外の部分も評価するような方向でやっていただければと思っております。

今回の一連の事案で、全関係者というのですか、業者というのですか、同意を得るのになかなか時間を要したと思っておりますけれども、それはなぜだったのかというのと、結果としてこうなったことに対して、そういった皆さん方の反応はどうでしたか。恐らく多大な迷惑をかけていると思うのです。県が補償した、どうこうという以上に、多分。やはり発注者は強いですから、言うことを聞かなければならないから、仕方がなく聞いたという面も私はあるのではないかと考えているのですけれども、どういった反応、どのように認識したのでしょうか。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 今般大変御迷惑をおかけいたしました9者に対しての反応でございますけれども、事案が発生して直ちにその9者を訪問いたしまして、いろいろこちらのほうのミスのお客様を御説明いたしました。その際には、当方のほうのミスというのは理解したと、そういう事情はわかると。ただ、やはり契約という行為もあるので、継続してもらえばいいなというような話は最初のほうはございました。そういう中で、相手方からは制度の面で少しいろいろ改善してほしいとか、そういう意見がございました。それが最初のほうでうちが訪問した形になっています。

それから、うちのほうから精算でお願いしたいという文書を差し上げましてからは、相手方はほとんどのところが、発注者側と受注者側の立場あるかもしれませんが、非常に紳士的に対応していただきまして、わかりましたと。ただ、いろいろこういう大きい問題なので、支店とか営業所の段階では決められないので、やはり本社にきっちり諮って、本社の役員会とか、そういうものできっちり諮ってから同意書を出したいということがほとんどでございましたので、それをお待ちする形で25日にその同意をさせていただいたという流れになっております。

それで、今週はその同意をいただいたところに再訪問をいたしまして、きのうの段階で全社に今般の出来事と今回検証委員会でこういう形の対応策をとりましたというのを各社に御説明申し上げました。これから再公告をして、また入札をやり直したいというお話と、今後こういう対応策でもって進めてまいりたいという形で了解をいただいているという流れになっております。

○嵯峨吉朗委員 こういうことがないようにという意味で言うと、その業者の皆さん方もある種の被害者と言えば被害者なわけですし、適切な対応をしていただきたいと思っております。

この10の再発防止策、いろいろ書いておりますけれども、二重チェックの徹底から人事交流の拡大というところまでありますけれども、これはせんだつても説明がありましたけれども、40年分の事業量だということです。それを1年、2年でやらなければだめなわけですけれども、これはこれでいいのでしょうかけれども、要するに人員の配置という観点で見ると、必要なところに必要な量と質と言っているのかかわりませんが、人を配置

していくと、そういった発想が必要だと私は思うのです。これは、間違いなく一時的なものです。それはできないものなのではないかと改めましてお聞かせ願いたいと思います。そういうようにするとは言っていないから、実際どうなのでしょう。

○加藤総務部長 今回の事案につきましては、直接の原因につきましては検証の報告にもございましたが、ヒューマンエラー的なものが大きいと認識しております。ただ、背景といたしまして業務量の増大ということもうたわれております。業務量の増大ということになりますと、人員の問題も出てくるということがございます。今回そういった事案等とはともかくとして、大変業務量が増大しているということでございますので、限られた職員で事業を執行しているという面も事実でございますので、復旧、復興業務につきましても人員の配置ということになります。引き続き多様な方策によるマンパワーの確保に努め、円滑な復興事業を推進できる体制を整備していきたいと考えております。

この辺につきましては、人員なり、そういう組織的な手当てを担当しております私ども総務部におきまして、定期的に業務の進捗状況をモニタリングというか、各部局から伺いまして、必要なところには対応策を講じると、そのための対策をいろいろ尽くすということで取り組んでおります。

○嵯峨吉朗委員 この間も指摘したかと思うのですけれども、基本的に災害直後の非常時とは違った非常時は続いていると思うのです。これは、知事もそういう認識をしておりましたけれども、そういった点でもっと徹底してやっていただければと思います。そうでないと、恐らくまた違った形で何らかのひずみというか、ミスが出るのではないかと、それを私は懸念しておりますので、今回の事例のみならず、いろんな形で必要なところに必要な人を配置するという見方をしていただければと思っております。

それと、全然別な話ですけれども、今回、東日本大震災津波復興特別委員会を開催したわけですけれども、世話人の話によりますと、今回の事例、いわゆる積算ミスの件に関してのみ取り上げてくれという話をされましたけれども、せっかく開いているわけですから、それのみではなくて、それ以外のことも復興にかかわってそれぞれいろんな課題があると思うのですよ、聞きたいことが。この特別委員会は復興特別委員会ですから、そういう形で、今度こういうことがないことを祈っておりますけれども、開く場合には当該事例のみならず、そういったものも取り上げてもらえればなと思っておりますので、御配慮願えればと思います。

○田村誠委員長 要望でいいですね、最初の質問は。

○嵯峨吉朗委員 要望というか。

○田村誠委員長 質問。

○嵯峨吉朗委員 これは、決めたのは世話人会で決めたのか・・・。

○田村誠委員長 そっちでなく、最初のほう。質問でなく要望ということで。

○嵯峨吉朗委員 最初のほうね、それはきっちりやるという話でしたよね。それは、もうそれでいいです。これからちゃんとやっていくかどうか見ていくというだけのお話ですの

で。

今回の特別委員会、開き方として、そのようにしてもらえればなと思って。それはどうでしょうか。

○田村誠委員長 いずれ今回の場合は、災害復旧事業に係る入札・契約事務における積算誤り等の事案についてということで限定をさせていただきましたので、今後の開催については、世話人会におきまして協議をさせていただきたいと思えます。

○飯澤匡委員 私は、今回報告書が上がって、この内容について、それでは今回平成 24 年度予算でこれだけの巨額の社会資本整備に資する予算が計上されて、それに対する県全体の構えはどうだったのかと、今後どうあるべきかと、そのような観点について、主に意見を申し上げるという形になると思えますけれども、その中で質問をしながら申し上げたいと思えます。

報告書の 2 ページに、漁港関係の災害査定額は県と市町村合わせて 3,012 億円余と、ただいま嵯峨壱朗委員からも 40 年分の業務量だと。これに対して、さまざまな背景が述べられているわけですが、こういう入札案件が多数発生するということは前もってわかっていたわけですね。それから、岩手県としては残念なことに県土整備部、沿岸広域振興局大船渡水産振興センターである事案が発生して、入札関連については総務部が所管をするというような事務の所掌の変更もあったと。そういう全庁的なことを考えれば、では今回のヘッドクォーター、本部はどこでそういうことを管理していたのかということが、すなわち岩手県の復興に対する県の構えとほぼイコールだと私は思うわけです。したがって、先ほど総務部長からヒューマンエラーに起因すると、結果的にはそうであっても、それなら復興に対するこれだけの予算額が多額になる中で、設計の入札に係るさまざまな業務についても、やはり先ほどお話があったように人員の配置なり、それから本部がいろいろな面で構えとしてやるべきことがあったのだらうと、私はそのように思えます。事案として発生して、漁港の入札がおくれたと。これは県民にとって非常にマイナスになる要因をもう既に発生させてしまったわけですから、これは本当にしかるべき措置をもって今後進めていきたいと思うわけです。

そこで、総務部長にお伺いしますが、先ほどの答弁を受けて、全庁的にそのような体制をしくであるとか、そのような用意をしなければならぬであるとか、そういうことが私はあつてしかるべきだと、それを当然しなければならぬという思いがあるわけですが、その件に対してどのような対処をなされたのか、まずお伺いをしたいと思います。

○加藤総務部長 質問の趣旨でございますが、既にといたしますか、発注が多くなされるとい状況の中で、今回の事案、今後というよりもこれまでなり、あるいは・・・。

〔飯澤匡委員「そうではなく」と呼ぶ〕

○加藤総務部長 わかりました。それでは、平成 24 年度に向けては、当然業務量の増嵩等も予想されましたし、こうしたさまざまな発注が出てくると想定されましたので、漁港関係の人員につきましても担当部局のお話を伺いまして、その業務量なり、こちらとしても

把握いたしまして、人員増等を図ったところでございます。そういう中で、業務につきましては今のといいますか、それぞれの所管部局が想定しております業務スケジュールの関係、あるいは事務の効率化等も行う中で遂行できるという見通しのもとに当面の手当てを行わせていただいたというところでございます。そういった必要な対応につきましては、順次とってきているという認識でおりますし、また、さまざま想定し得ないというか、見通し切れない部分もございますし、事業の進捗状況が変わってくる部分もございますので、その辺につきましては適時その状況をお伺いして、必要な対策を講じていくという姿勢で対応させていただいております。

○飯澤匡委員 ただいま答弁の中に、当面の対応という言葉が出てきましたが、私はそもそもそこが間違いだと思っております。やはりこれだけの業務の増大する中で、しっかりとした構えをしていくべきだったと。私は、今回は現場の職員の方が非常に一生懸命仕事をしている中で業務量を重ねる、しかしいろんな情報が少ないふなれな環境の中で、結果として事案が発生してしまったと。これは、現場の職員は大変かわいそうな、同情を禁じ得ないわけです。私は、常々この問題については議会の中でも、復興に対する第一段階として県がどういう組織対応をしたのか、それからその意思決定のプロセスにしても、非常時の対応という言葉がありますけれども、それに対応した指示系統がちゃんとできたのかどうかと。今回は、期せずしてそういう事案が末端で発生してしまって、県民に迷惑をかけてしまったと。せつかく復興局という局ができて、一元的に復興を担うという組織ができたのですから、そこはやっぱりこれからしっかり対応していただきたいと思うわけです。

この間の県政調査会でA I Tコンサルティングの有賀氏が講演の中で期せずして申し上げた、私も思いは非常に同じだったわけですが、有賀氏が言うには1個1個の手順をちょっとずつつづめてもスピードはアップしないのだと。やはりその中でしっかり県ができることを、意思決定のプロセスをなるべく少なくするような現場力を生かす体制をつくっていくべきだと。1割縮めていくにも、どうやったら今の行政機構の中では1割以上のものは縮まらないと。これは、本当に傾聴に値する金言だと思っております。まさにそこに災害に対応する県の構えというものが、私は足りなかったのだろうと。

今回の事案についても、今回の検証についてというフローもちょっと解せないのは、農林水産部で発生した事案だから、その検証委員会も農林水産部を中心にしてつくって、その後全庁的にその対処をするというやり方ですね。これは、やり方が逆だと思うのです。全庁的にどうとらえて、入札案件はこれからの復興に対する氷山の一角だと。これをどのように重きをとらえて、これからもっとスピードアップさせるためにはどうしたらいいかということを全庁的に考えるための一つの材料が与えられたものだと。その中で、単なるヒューマンエラーで済ませないと。これを一つの教訓として復興のたびにスピードアップさせていくためにどうしたらいいかと、私は今回の検証委員会も農林水産部、もちろん入札担当の方も入っているようではございますけれども、しっかりとそこをとらえてやるべきだと思うのです。その件に対して、岩手県の総務をつかさどる総務部長、どのようなお考えで進め

ていったのでしょうか、お伺いします。

○加藤総務部長 検証のやり方についてでございますが、基本的にどういう事案が起こったのか、どういう問題点があったのか、それをいきなり全庁的にまず議論を始めようということであると、どこに焦点を当てていっていいのか、その部分がまだ浮かび上がらない段階ではということでございますので、まずはその事務を所管しております担当部におきまして、どういう要因だったのかという分析も含めて、進めていただいたということでございます。

ただ、それを受けて、当然その部署だけではなく、いろいろミスが起こった要因、あるいはそれをどう今後防ぐかという部分につきましては、ほかの部局にも影響いたしますし、またそれ以外の業務含めても、全く同じではなくても、似たような事案が起こり得る余地、可能性があるということで、再発防止につきましては全庁的に議論あるいは認識も共有しなくてはいけないだろうということで、検証が出たのを受けとめまして、全庁的な議論をさせていただきまして、こういった対応は今後出ないように、こういうことが起きないようにという全庁的な意識の共有と方向性を定めたということでございます。

今回はこういう事案でございましたが、常々庁議を初め庁内のさまざまな打ち合わせなり会議の場では、知事を初めといたしまして、この復旧、復興に係る問題意識の共有とか、あるいはそれに対する議論が交わされておりますので、構えというお言葉もございましたが、そうした構えにつきましては全庁的に復旧、復興に向けて進むのだという意識は徹底されていると認識しておりますし、また今回この問題を機にその辺も再確認したというところでございます。

○飯澤匡委員 残念ながら今の言葉の端々をとらえても、戦略的に全庁的に前もって岩手の復興を進めていくのだというような、そういう意欲がなかなか伝わってこないというのは、私だけかもしれませんが、非常に残念な思いでございます。

今回の事案が発生して、関係部局等がどのような状況かというのは、我が会派でもいろいろ照会をしましたがけれども、農林水産部で当初事案が発生して、連絡をとり合って、入札関係なのだから総務、また復興局にも同じ問題が共有されているのだろうと連絡をとってみましても、なかなか共有化されているような認識の言葉はなかったと。まさに問題の核心というものですか、そこが非常に私は根の深いものがあるのだろうと。根の深いというのは、ちょっと失礼ですけれども、やはりしっかりと今回の事案は単なるヒューマンエラーとしてでなくて、先ほど嵯峨委員から、もういないのですか、お話があったように、しっかりと捉える必要があると思うのです。もうこれからの話です。これからの話、復興局という局もありますので、いかにスピードアップさせていくか。がれき処理もそうです。それから、二重ローンの問題にしてもそうです。きのうも各常任委員会で二重ローンの窓口についても県民から見ればわかりにくいと、そういう問題もございますので、そこは今回の事案に限らず、前向きに、戦略的に取り組んでいかれることを、ちょっと抽象的な言葉で恐縮ですが、お願いしたいと思います。

最後に、副局長、どういう考えで進まれるのか、そこだけお伺いして終わります。

○高前田理事兼副局長 震災からの一日も早い復旧、復興ということが今求められているわけございまして、今回このような事案が発生したことは非常に重く受けとめておるところでございます。まずは、全庁を挙げて組織が一丸となって再発防止策、これを徹底していくということでございますし、復興計画への影響、これはもちろん被災市町村のまちづくりに影響が生じないように、関係部局等との連携のもとに全体の工程の中でおくれを取り戻すための最大限の努力を行ってまいります。

○木村幸弘委員 大変御苦労さまです。私からは、前回の当委員会において、久保委員からも指摘をいただいて、きょう改めて資料として時系列的な一連の問題発覚から対応等含めた流れをまとめていただいて、その報告も受けたわけでありましてけれども、前回委員会の審査の際に、今回の資料を改めて拝見していくと、発生して、その中で今飯澤委員からも質問がありましたけれども、当局サイドの問題に対する認識がどのような形の中で把握されて、そして指示や指導が行われてきたのかという部分が、この時系列報告の中では当局サイドの動きというのか、どういう指示系統の中でこれらの取り組みが行われてきたのかということが、いまいち見えてこないわけでありまして。それぞれの担当部署、農林水産部と県土整備部はそれぞれの流れの中でここにはまとめておりますけれども、これを全庁的にまさに今指摘があったような形でどういう判断でどういう指示を行い、それぞれの動きが適切に行われてきたのかという点について、改めて確認の意味でもお聞かせをいただきたいと思っております。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 まず、発生いたしました5月9日でございますけれども、この日夜遅くに当課のほうに連絡が入りまして、10日、11日と沿岸広域振興局水産部の最低制限の誤りにつきまして、当部の部長、企画室等と情報を共有したという流れになっております。その後、沿岸局からの話もありまして、やはりこれは業務を一たん中止するべきだということになりまして、すぐにコンサルの方々に契約の解除も含めましてお話をするようにということで、事が進んだということでございます。そのコンサルへの訪問をやっている間に、大船渡水産振興センターからの案件も判明いたしまして、同様の案件であるということで、同じような取り扱いを行ってきおったということです。その後、22日には宮古土木センターのほうで事案が出てきたということで、情報を共有することになりまして、県土整備部と農林水産部等でいろいろお話をしながら、今後の対応策を考えていきまして、6月5日の文書の発出に至ったという流れでございます。

○木村幸弘委員 一連のその流れですけれども、この時系列では判明したのが5月9日と、そして連絡を受けたのが10日ということで今御答弁をいただいたわけですが、そもそもこの判明した経緯というのは、どういう形でこの誤りが判明したのかについては、どういうことだったのか説明いただければと思います。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 5月9日に、とある入札に参加された方だと思っておりますけれども、その方が県庁の建設技術振興課のほうに訪問いたしまして、最低制限価格

がおかしいのではないかというような指摘がございまして、その後釜石のほうに連絡が入りまして、釜石のほうでも再チェックをした結果、誤りが判明したという流れでござい
ます。

○木村幸弘委員　そこで判明して、それぞれが今度は内部で調査をした結果、その事実があったということを受けて、その手続等の対応に追われるわけではありますが、その際には本庁の担当部署でその判断というものが行われたのか、あるいはもう既にその判明したことを確認した段階で、いわゆる県庁全体、本庁全体としての問題意識として、その対応について上部団体、組織のほうの指示を仰ぐとか、対応がそういった形の中で適切に連携がとれる動きがつくられたのか、その点についてはどうなのでしょう。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長　広域振興局からの情報提供がありましてから、農林水産部内で情報を共有いたしまして、今回の案件については入札の公平性、公正性の観点から、やはり一たん中断をして、契約の解除も含めまして検討するという形にしたものでございます。

○木村幸弘委員　そうすると、最初の判断は農林水産部にかかわる所管の問題であるから、農林水産部の内部だけの情報共有という位置づけの中で、この対処を行っていたということになるのでしょうか。

それから、県土整備部等が5月22日の段階で調査した結果、確認等が行われている経過があるわけですがけれども、全庁的な情報共有の経過の流れというのはどういう形になっているのか改めてお聞かせください。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長　沿岸広域振興局からの情報を受けた後、当部のほうで沿岸広域振興局の意向も踏まえまして、先ほど申しましたような一たん中断をいたしまして、協議を行いますというような形にしたものでございまして、その間、県土整備部もしくは総務部の入札担当と協議を行っているところでございます。その後、県土整備部のほうで5月22日に発覚してからは、きっちりと同じ対応をしなければいけないということで、連絡、情報、あとお互いの話をきっちりやりながら進めてきたということでございます。

○吉田建設技術振興課総括課長　先ほど説明を申しましたように、今回の事例につきましては、発端が私ども建設技術振興課に業者の方から誤りがあるのではないかというお話があったことを現場にお伝えしたというところが端緒でございます。ですから、そういった事例があるということについては、この時点からずっと承知しておりましたが、さらに5月22日に私どもの委託積算システムにつきまして、二戸土木センターの職員から、どうも誤作動があるようだというお話がありまして、その誤作動の結果がその時点で明らかになっておりましたような契約に影響を及ぼすようなものがあるかどうかという調査を行ってまいりまして、結果として宮古土木センターの事案が1件あるというようなことから、その時点から緊密に連絡をとるようになったということが私の記憶としてはございます。

○木村幸弘委員　いずれ改めてこうして時系列の中で確認をしていくと、現場がまずその

対応に追われてきたという部分が出てくるわけでありませうけれども、やはり問題認識として、全庁的な組織的な対応の取り組みのおくれと言ってはあれなのでしょうけれども、どうも十分に対応する部分としては遅かったのではないかと。そして、翌6月1日によく県としての取り扱い決定について動き出すということです。そういった点でも事業の重要性というものを考えたときに、県としての対策、対応の組織的な問題と申しますか、そういった点については改めてしっかりと再発防止の中で内部の議論をやっていただかなければならないし、再発防止策としていろいろと項目も挙げられてきているわけでありませうけれども、例えば事務処理の問題点・課題で六つのポイントを挙げながら、これを整理している中身になっているわけですが、検証委員会の報告の中身に対して、先ほど嵯峨委員からも質問があったのですけれども、関係する事業者や業者が今回の事案を受けてどういう反応であったかという質問に対して、訪問して説明をしながら制度の改善等の意見についても述べられたというお話をいただきましたけれども、具体的にこの再発防止策の検討を行う上で、いわゆる内部協力的なワーキンググループに外部の識者として岩手大学、県立大学からお一人ずつ入れた形の協議でやってきているわけでありませうけれども、やっぱり肝心の事業を請け負い、そしてなおかつ今回この影響を受けてきた関係業者と申しますか、そういった業界との契約等を含めた、制度的な問題を含めた意見の協議なども、やはり一定程度きちんと行いながら、この再発防止策というもののの中にその課題を取り入れていくということも必要ではないかと思うのですけれども、そういった点は具体的にどのように行われてきたのでしょうか。

○若林県土整備部長 入札業者からのお話でありますけれども、いろいろ説明をして、県土整備部の場合は、やっぱり業者の考えを伺う必要があるだろうということで、5月16日に漁港関係の新聞報道になったのです。その前日に私は知ることになりました。よって、うちではないだろうという調査をすぐかけました。その結果、22日に判明となりました。ということで、とにかくまず業者にその状況を説明して、一方的にこっちが悪いわけですから。ですから、業者の考えもあるから、それを伺った上で対応を決めようということにしました。そうしたならば、うちの案件では5月31日しかちょっと対応できないということになって、5月31日に職員をやりました。そこで、やっぱり一番大きかったのは、確かに入札の公正性、公平性をちゃんと遂行することはわかると。だけれども、契約したではないかと。契約の安定性というのはどうなのだと申すところが一番大きかったものです。ですから、そこについては今回の検証委員会、それから検討会も踏まえて、そのところをどう担保しようとかいう部分は、すぐすぐ短期的に解決はできないのですけれども、それは課題としてきちっと持つ。そして、その解決に向けてこれから取り組みませうけれども、一つ大きな業者の話はそこがありました。そのように私は記憶しております。

○木村幸弘委員 いずれ本当に今回の事案については、十分に検討を行って再発防止に努めてもらうことは大変重要だと思います。

最後になりますけれども、これも嵯峨委員の質問に関連しますが、今回の背景の中で、

いわゆる組織的にさまざまな業務量の増大であるとか、あるいは非常に多忙化している現場の実態というものを考えたときに、やはり適切な人員配置なりが必要であったろうし、またこれが今回の臨時的なものだけに起因しているのか、あるいはこれまでの慢性的な人員不足というものも一方ではなかったのかということもどうしても考えざるを得ないのではないかなと思っています。今回の報告書の中で、いろいろとダブルチェックの問題であるとか、あるいは研修を行うであるとか、それからきちんと顔を向き合わせて会議をやるのではないかと、非常にわかるのです。ただ、これは本来、今回の事案が起きたからこうしようという問題ではなくて、本来的にはふだんから行われていなければならないはずのものが、あえて今回の報告書として再発防止に重要項目のように記載されてきているということ自体がふだんの組織の体制や、あるいは実情といった部分からいえば、これさえもふだんはやられていなかったのではないかとさえ見えるわけであります。そういった点を踏まえた対策というものをきちんと考えれば、従前からの人員不足の問題や、そうした現場における実態というものをしっかりと踏まえた対策をこの再発防止策だけではなくて、ふだんからの行政としての組織のあり方として、ぜひ対策を講じていただく必要があるのではないかと思いますので、その点を最後お伺いして、質問を終わります。

○加藤総務部長 再発防止策、そもそもふだんから行うべきものではないかという御指摘がございました。検証委員会の報告を読ませていただきますと、そういったことをふだんから行うべきことだったということだと思います。一般的にそういうのがおそろかになっているかということではないと認識しております。今回さまざまな業務量がふえた、あるいは多忙を極めていくという中で、その辺がちょっと簡易な方法によってしまったと、あるいは抜けてしまったということでもミスが起こったというようなことなので、改めてその辺はしっかりとやらなければいけないなということでもございますし、ほかの業務につきましてもそれが横行していたとまでは認識しておりませんが、改めてそういうことがないようにということで徹底を図ったというものでございます。

人員組織の問題につきましては、先ほどの答弁の繰り返しになる部分もございますが、なるべく先も見通しつつ、必要な手当て、配置に努力していきたいと思っております。

当面ということで、ちょっとおしかりというか、それがどうなのかという御指摘もいただいております。当面といいますのは、なかなか全体を見通せない部分がありますので、見通せる部分につきましては手を講じていこうということで、当面でよいと思っているわけではございません。見通しができれば、あと実際どのようにマンパワーを調達するかという、その調達策との兼ね合いもありますが、できる限りの努力というか、きちっと配置していかなければならないという認識は持っております。そういうことで、基本的にできるだけ先を見通して、見通しを持った中で、そしてその手段も最大限尽くしてできることをやっていきたいと、そういう姿勢で臨んでまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 まず、農林水産部、県土整備部で、県土整備部の場合は昨年 24 件とありますが、全体の中でどれだけのミスだったのかというのをまず示してください。確率。

○吉田建設技術振興課総括課長 平成23年度につきましては、717件中24件、3.3%でございます。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 平成23年度の委託につきましては、このような事案はうちのほうでは発生しておりません。もともと数件しか発注しておりません。今年度につきましては、ここに掲げている部分だけでございます。

〔斉藤信委員「何件中何件と聞いたのです」と呼ぶ〕

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 失礼しました。15件中14件の誤りということになります。

○斉藤信委員 県土整備部の717件というのは、設計、測量、調査の案件ですか。

○吉田建設技術振興課総括課長 県土整備部関係の平成23年度の件数は、測量、地質調査、土木関係の設計、建築関係の設計、いわゆる建設関連業務全てを含んだものでございます。

○斉藤信委員 24件を見ると、ほとんど調査設計業務委託なのです。これに限ればどうなりますか。

○吉田建設技術振興課総括課長 済みません、今数えますので、少々お待ちください。

設計に関しては24件中15件ほどだと、今数えたところではそうです。

○斉藤信委員 そうすると、県土整備部は去年になりますけれども、24件中15件、農林水産部の場合には15件中14件と、圧倒的にミスしたということになるのですよね。この問題は、そうするとやっぱり個人の県職員の責任は問われないと、組織的な弱点があったと私は言わざるを得ないと思うのです。そういう点で、個人の責任を追及するつもりはありませんが、特に県土整備部の場合は昨年24件再入札やっているのですね。県土整備部長は昨年の実態について把握して、この状況をどのように受けとめていたのか、それを全庁の問題としていたのか、そのことをお聞きしたい。

○若林県土整備部長 まず、先ほどうちの吉田総括課長が答えましたけれども、24件中15件ではなくて、全体は業務委託717件であります。そのうちの24件ということでもあります。業務委託全てでありますので、例えば設計、測量、それからあとは調査、用地測量含めて、それが717件中24件あったということだけは御了解を賜りたいと思います。

24件であります。私もきちんと把握をしております。中には、ちょっと契約まで至らず、全ての案件は契約までは至らなかったのもありますけれども、落札決定をして以降の部分もあったのです。それは、やっぱり業者に御迷惑をおかけしていると。落札決定前に開札したのだけれども、そこでわかって、それで再度入札をやり直したというケースもあります。その内容でありますけれども、単純なミスもありますが、例えば少数第3位まで算定しなければならぬところを少数第2位の四捨五入でとめたとか、そういう非常に微々の部分にわたるところもあって、それからもう一つは、業者からそういう内容について質問があるわけです。質問状というのが寄せられて、その質問に設計の内容とは違ったことを答えてしまったというパターンもあって、さまざまなパターンがあります。昨年一番重大な話は、応札決定したのですけれども、応札決定者がこれではやっぱりちょっと入札をき

ちっと認めてくれという、裁判所に仮処分を出すとか、そういう話があって、これはやはり重大な案件だなと認識しておりましたし、これについてみんなとかく気をつけていこうねというお話はしておりました。そういうやさきでありました。ただ、今回平成24年、ましてその業務委託の件数がふえていますので、そういう中であって、今回うちの案件でいきますと、積算システム自体に問題がちょっとあって、1件あったと。そして、加えて実は新聞報道にもなっていますが、入札の再入札という、取りやめというのは発生しております。例えば宮古で同じ業務を2回やったとかいうこともありまして、再度そこは我々としても徹底をしていきたいなと思います。

○斉藤信委員 全然弁解ばかりで、事態の重大性が伝わってこない。去年24件、これはほとんど積算ミスですよ。それで、再入札しているのです。私は、この問題が去年の段階できっちり検証されて教訓化されていたら、本当に今回の事案もかなりの程度、歯どめがかかったのではないかと思います。だから、今回検証委員会は当初と違って災害復旧事業関係入札等検証委員会になったわけでしょう。24件を含めてやるというので。私は、そこに情報共有がされていないやっぱり重大な問題があったのではないかと思います。

もう少し聞きますが、24件の中で落札決定の後取りやめたというのが何ぼあるのですか。

○吉田建設技術振興課総括課長 24件中、落札決定後取りやめたものにつきましては、前回のこの委員会の席で少なくとも4以上と申し上げましたが、その後確認をいたしましたところ、11件ございました。

○斉藤信委員 11件は落札決定以降と、これは大変重大だったと思います。県土整備部の場合、私が聞いたら、ほとんどが業者からの問い合わせなのです。県土整備部の場合、件数も多いから、業者のほうもきっちり積算して誤りを指摘すると、それで対応しているのです。漁港の場合には、その業者の問い合わせが、業者もなれていなかったから、対応が遅かったということです。しかし、問題は同じだったと思うのです。その時期の違いで、もう契約まで至ってしまった。県土整備部の場合には、よくあるから落札決定後、契約までに間に合ったという件数がこういう形になったと思うのです。部長、もう少し昨年24件について、この事態の重大性、あなたは全庁的にこの問題を報告しましたか、知事や副知事に。

○若林県土整備部長 入札取りやめというのは、一部には新聞報道もありますけれども、先ほどお話ししました仮処分までいきそうな、対応がきちっとしなければならない1点は、知事まで報告をいたしております。それ以外は、入札の取りやめということで、業務報告までは至っておりません。

○斉藤信委員 私は、やっぱりそこに一つの問題点があったのではないかと、これは指摘だけにとどめて、初期の段階、起きた段階で早く対応して、全庁のものにして、全体がそういう過ちを犯さないようにしていくと、ぜひそういう契機に今回していただきたい。

二つ目の問題は、今回の入札ミスによってどういう影響、一つは工事がどのぐらいおくれたのか、もう一つは精算払いを含めて経費の問題としてどういう損害を県民に与えたの

か、このことを示していただきたい。

○大村技術参事兼漁港漁村課総括課長 その前に、先ほど今年度の件数、15件中14件と申しましたけれども、久慈と宮古の分を失念しておりまして、合計19件のうち14件の誤りということで訂正させていただきたいと思えます。

それから、工事関係の影響についてでございますけれども、今般の委託をこれから再入札かけるということで、工事前の設計関係に3カ月ほどのおくれが出るというような形になると思っております。3カ月程度の出だしからつまずいてしまったということですので、これについては今後新たに設計積算をし直しまして、入札をやり直すわけですけれども、新たなコンサル等の協力を得ながら、新たなものを早急にやるという手だてと、今後工事が発注になりますので、最終的に4カ年で工事を完成させるということに影響がないように、いろいろ努力をしてやっていきたいと思っております。

それから、御迷惑をかけました各委託業者との変更の精算の関係ですけれども、精算につきましてはお互いに協議をしながら、どの程度の精算額になるかを決めてまいりたいということですので、これから協議をしていきたいと思っております。

○吉田建設技術振興課総括課長 道路災害復旧に係る測量設計業務につきましては、現時点で約2カ月のおくれを生じておりますが、再入札におきましては測量箇所ですとか調査箇所の見直し、それから設計業務の統合等によりまして、3月末までの当初の工期を守れるという予定になっております。

○斉藤信委員 工事のおくれ、完了までにどれだけ取り戻せるか、これは業者の負担になると思えますけれども、あとは再入札に係る経費や精算払い等もあると思えますので、やっぱりこの問題は本当に軽視できないと。この責任はどこの誰がとるのですか、それだけ聞いておきます。

○若林県土整備部長 先ほど斉藤委員の質問の中で、工事と、それから今回やっているのは業務委託ということで、コンサルワークの部分ですので、その成果品が出てきた後にそれをもとに数量から何から設計して工事を発注するという形になりますので、御了解を賜りたいと思えます。

いずれ県民に復旧関係のいろいろな流れ、進捗に影響を与えたということは事実でありますので、これを一刻も早くカバーするようには努めますし、なるべくそれを推進してまいります。まず御迷惑をかけた企業の方々、それから県民の皆様におわびを申し上げたいと思えますし、それを一刻もとにかく早く成し遂げることが我々の責務と考えておりますので、そこに努めてまいりたいと思えます。

○東大野農林水産部長 農林水産部といたしましても、今回事案が発生したほとんどのものが農林水産部事案でございます。業務についてふなれという言葉は通用しないと思っておりますので、現場の職員ともよくよくコミュニケーションして、何を支援すれば職員の職務環境が整うのか、そういったことにも意を用いながら、最終的な完成におくれが生じないように全力で取り組んでまいります。申しわけございませんでした。

○齊藤信委員 これだけ県議会でも議論したことですから、凶漢を明らかにするだけでなく、責任のとり方はいろいろありますけれども、やっぱり責任を明確にして前に進めると、こういうようにぜひしていただきたい。

それで、三つ目の問題は、今回の入札ミスの背景には、やっぱり業務量の増大があったのは事実です。昨年、ことし、どのぐらい業務量が増大しているのか、それに対して技術職員体制はどうなっているのか、何人不足しているのか。これは、県全体でも技術職員を国にも要望していますよね。そこをわかる範囲で示してください。

○堀江人事課総括課長 業務量の増大そのものについては、私どものほうでそのことは十分把握しておりますので、人員の関係で申しますと、技術職、それから用地関係の職員なども含めまして、いわゆる震災復興業務ということで増員した体制でございますが、本年の4月1日現在で昨年度と比較しまして260人の増員を図ったところでございます。

○加藤総務部長 業務量、それぞれの業務ということになります。なかなか全体を数字的にお示しするのは困難だということで、ちょっと今のような課長の答弁になったかと思いますが、漁港漁村については数十年分という御指摘もありますし、それを年度というか年間の業務量に落とした場合の状況というのは、それぞれの業務分野になりますが、総務部のほうでも各部局からお伺いして、それに必要な人員をどういう形で手配するのかというヒアリングを重ねた上で、今のような260人の増員配置という形にしております。なかなかちょっと数字的に全体を申し上げにくいという趣旨でございます。

○若林県土整備部長 まず、予算の指標だけではないのですけれども、うちでいきますと前年度六百八十幾らが1,857億円ぐらいですから、2.7倍、3倍ぐらいになっています。それに加えて、最も今大変な業務は、市町村がいろいろな形で面整備を含めていろいろな計画調整をしているわけですが、そこにいろいろかかわって調整する事項がやはり多いということもありますし、去年は頻繁に気象予警報が出たのです。気象予警報というのは、つまり警報とかなんとかが出たのです。きょうも朝4時に出ていますけれども、そういうことを常に抱えながら、我々は仕事をせざるを得ない状況なのです。つまり一番うちの職員が負担に感じていることは、定型のことをどんどん、どんどん力いっぱいやるということは、まずやり切れる状況だと思うのですけれども、さまざまな要因のものを抱えながら進めざるを得ないところを今一番苦しんでいる状況と私は考えております。これを一つでも打開するためには、普通の業務をもう捨てておいても何かを優先していかないと、なかなかこれは進めていけないなど。職員の健康管理もなかなか非常に難しい状況になるなど考えております。

○齊藤信委員 今国にも技術職員を要望していますよね。260人の本庁、沿岸被災地それぞれの内訳を示してほしいので、何を根拠に何人要望しているのかも示してください。

○堀江人事課総括課長 260人の内訳でございますが、これは部局単位ということで御回答申し上げたいと思いますが、主なところでございますと、農林水産部で70人、それから県土整備部で111人などとなっているところでございます。

それから次に、現在不足分ということで、全国知事会を通じまして要請している数でございますが、これにつきましては欠員を生じている部分及び各部局からの改めてのヒアリングを行いまして、全体で29人の派遣要請を行ったところでございます。

○斉藤信委員 本当に業務が何十年分の仕事が出ていると思いますので、私はそれだけに、これは検証委員会の中で外部委員も指摘したことですけれども、職場環境がどうなのかと。仕事が厳しくても、やりがいのある仕事をやっているのも事実ですから、私は本当に幹部職員がそういう現場で頑張っている人たちの仕事の状況や気持ちも酌んで、風通しのいい職場環境というのが、こういうときこそ必要だと思うけれども、それについてどういう努力をしていますか。

○堀江人事課総括課長 厳しい環境下で職員が意欲を持って業務に取り組んでいただけるように、幹部職員との意見交換ということで、個別にも各所属の部局長等が現場を訪問されているほか、知事が現在、各沿岸広域局を訪問しまして、現場の若手職員など、あるいは県外から応援で来られております応援職員等との意見交換を重ねているところでございます。

○斉藤信委員 全体としてオーバーワークの状況が続いて、本当に限界を超えるような取り組みをしていると思いますが、総務部長に聞きたいのだけれども、私はこんなときに成果主義賃金はやめるべきだと思います。全体が今まで以上の仕事をやっているなら、それだけに必要な評価をしなくてはならないと思いますが、いかがですか。

○加藤総務部長 評価の成果主義といいますが、評価につきましては、なるべく客観的に個人の能力なり業務というのを見ていかなければいけないと思っております。その評価をきちっと行う、きちっと業務を行って、あるいは努力している職員をきちっと見るというか、それを的確に評価を行うことがやる気といいますか、業務意欲の向上にもつながるものだと思っております。ですから、先ほど御指摘もありましたが、風通しのよい職場環境づくりなり、その意欲喚起に取り組むとともに、適切な評価は両輪として、並行してやっていないといけないものだと思っております。

○斉藤信委員 成果主義賃金というのは、何ぼ頑張っても相対的評価なのです。これは給料にも反映するのです。全体が2倍、3倍仕事やっているときに、評価されるのがそのうちの何割というような成果主義のやり方というのは、もうこういう非常時では、私は本当に適用すべきでない。絶対評価で、今まで以上にみんな頑張っているとしたら、そういう評価をすべきでないかと。いかがですか。

○加藤総務部長 職員が非常に現場で努力されていると、あるいは相対評価云々ということもありましたが、それは即その評価をやめろということにはつながらないのだろうと思います。ただ、その評価のやり方なり、それはいろんなやり方があるかと思えますし、その中で相対的ということを上申するとなんなのですが、相対的に頑張っておられる、あるいはそういう職員が多いということであれば、そこをうまくすくい上げられるような、ちゃんと適正な評価を加えられるような、あるいはそれが処遇に反映できるような仕組み

というのを考えていかなければならないのだろうとっておきまして、人事を預かる私どもとしても、そういう組織なり、そこはしっかり研究していきたいと考えております。

○斉藤信委員 県職員の給料がどんどん下がって、この10年間で100万円年収が下がっているのです。そういう今非常時で、仕事は本当に2倍、3倍の仕事をやっていると思うのです。さらに、その中で相対的に評価されるという、私はやっぱりそういう賃下げの中で、もう本当に成果主義賃金制度というのは完全に行き詰まり、破綻をしていると思うので、ぜひこういう非常時の中でのあり方というのは、これはこれとして検討していただきたい。

最後ですけれども、改善方策の中で最低制限価格の見直しというのが提起されています。簡略にするというのと、わかりにくくすると、これは相反する提起ではないかと私は思うけれども、最低制限価格に張りついてくじ引きで決められているという件数、率はどうなっているのですか。

○吉田建設技術振興課総括課長 平成23年度の建設関連業務におきますくじ引きの発生率は、43%でございます。件数については、資料は持っておりません。

○斉藤信委員 何か紋切り型の答弁だね。申しわけないという気持ちで答えないとだめだよ。しかし、43%がくじ引き、これは検証委員会の議論でも外部委員から指摘されているのだけれども、くじ引きで決めるというのは、入札制度の趣旨に合わないのではないかと。結局価格の競争になっているわけです。最低制限価格を競い合っているだけなのです。私は、本当にそういう意味でいけば、ここの改善は今までも強く求められてきた、ここに思い切ってメスを入れる時期に入っているのではないかと思います。それで、今回出ているのは、最低制限価格に掛け算の率を掛けてわかりにくくするなんていう、こういうこそくなことでは、私はその解決策にならないと思いますが、現状をどう打開すべきなのか、その点についてお聞きしたい。

○吉田建設技術振興課総括課長 まず、今回の最低制限価格の見直しは、二つ論点があると思います。最低制限価格の算定過程において誤りが発生したということでございますが、この誤りを排除するために算定式は簡素化すると、これが予定価格0.8ということでございます。ただ、それだけだと委員おっしゃったとおり余りにも簡単過ぎて、誰でもわかってしまうということがございますから、予定価格に0.8を掛けたものの上下に一定幅を設けます。その中で最終的な最低制限価格を設定するというので、簡素かつわかりにくくするという方向を考えております。

○斉藤信委員 全然わかりにくくなりませんよ。それは、ますますわかりやすくなっていますよ。

それで、やっぱり43%がくじ引きだということに今の入札制度の問題点が凝縮されていると思います。低価格競争にならないように、そして本当に地元の業者が潤うように、そうでなくてもこの間単価が下がり続けて、もうやっつけられないという状況があるわけだから、私は思い切ってこの入札制度の抜本的な改善に結びつける必要があるのではないかと。入札制度の抜本的な改善は、担当は総務部長ですか。本当にさっきのようなこそく

な話では全然改善にならないと思います。技術力が評価をされ、地元の業者がそれなりの実入りのある価格で仕事ができるというようにすべきだと思いますが、いかがですか。

○若林県土整備部長 建設関連業務を所管している私からお答えいたします。

最低制限価格というのは、いずれダンピングの防止と、それから一定のきちっとした成果品の品質の確保という観点から設定したものであります。ここをめぐって、仕事がだんだん少なくなったがゆえに過当競争が起きまして、その最低制限価格でもって取ろうと、そこでいこうというのが今の流れになっておりますけれども、それはちょっと行き過ぎた部分がありますので、今回は若干それをある方から言わせるとブラインドというところもありますけれども、そこはかけさせていただきます。ただ、今後、最低制限価格制度含めてどうあればいいのかというのは、やはり課題はありますので、そこについては今後業界の皆さんとともに検討を加えていきたいと思っております。

○斉藤信委員 これですべて最後にしますが、これからどんどん復興関係の事業が発注されていけば、被災地の企業だけでは当然これはもう対応できなくなって、漁港関係なんかはそういう状況が既に出ていますよ、入札なんかを見ると。それで、県は県内JVというのを提起しました。内陸の企業は、ほとんど今復興事業にかかわれない。かかわれない事情もあるわけですが、この県内JVをやっぱり本当に実のあるように私は進める必要があると思うけれども、そのための課題、そのための取り組み、これを最後に聞いて終わります。

○吉田建設技術振興課総括課長 私どもは、やはり被災地の企業に優先的に発注するということでずっと言ってまいりました。この間いろいろ発注見込み等を積み上げてまいりますと、今年度下期から大量発注が始まると。そうしたときに、当然優先発注だけでは物事は進んでいかないと。ただ、優先発注を捨てるということにもならないので、代表者を沿岸部の建設企業、それからそれ以外の方を県内全域から募っていただいて、ジョイントベンチャーを組んでいただくと。まず、その手法によりまして沿岸部の方、内陸部の方の力を総動員して、復興に当たっていただくと。その先はいろんなことも考えてまいりますが、今はそのことをお話しする段階ではないと承知しております。

○田村誠委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○田村誠委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○及川あつし委員 よろしくお願ひします。冒頭、前回の特別委員会の際に私もさまざま依頼をしておりました資料、おそろえをいただきました。この場をおかりして御礼を申し上げたいと思ひます。

資料の関係でちょっと確認をしたいのでございますが、まず資料4について、積算参考資料について、私はぜひ出してくれということでありました。これは、いつも入札に参加される業者の方々から、問題が発生してからこういうものが出てきたというように見た方

がいらっしゃって、いろいろ混乱を生じておりましたので、整理するためでありましたので、きょう説明いただきましたので、了としたいと思います。

資料2であります、これは久保委員だったと思うのですが、時系列に整理して提出してくれというものにこたえたものだと思いますが、総務部、農林水産部、県土整備部ということで右上に書いていますが、この資料を作成した最終決定者というか、文責は誰ですか。これをまずちょっと伺いたいと思います。

○東大野農林水産部長 資料2につきましては、農林水産部で最終的に整理いたしました。

○及川あつし委員 まず、誤りというか、なぜ抜いたのかは類推すれば何となくわかるのですが、そこは言及しませんけれども、先ほど木村幸弘委員のほうから、5月9日、最低限価格に誤りがあったことが判明という指摘があり、その前についてはどうだったのだという話で、御答弁の中で業者の一部から県土整備部の建設技術振興課に話があって、それで発覚したという答弁がありましたし、実は我々にも5月18日付のファクスでその件が記載されているのです。これが書かれていないということは、実はこれからいろいろお話しする件について、非常に大事なポイントの一つであろうと思いますので、我々もこのファクス来ていますから、この検証過程に、今後もまだ検証を続けると思いますので、ぜひ入れていただきたいと思います。

まずきょういろいろお伺いしたいのは、最初に組織と体制の点をお聞きしますし、二つ目には契約解除までに至る経過、あとは法律上、法務上の課題、三つ目は実務的な問題と分けていきますけれども、最初の組織に関係して、この9日の前に建設技術振興課が情報をキャッチしてから、この問題がここに至るまでの経過という意味で、発端になっていきますから、これはぜひ検証のスタートとして確認をしていただきたいと思います。

一つ一つ確認するまでもないので、私も事実経過把握しておりますので、私からまず組織の問題について伺ってまいりたいと思いますが、きょう渡された資料3において、6ページ、(4)情報共有の課題、あとは資料5の2ページ、4風通しのよい組織風土の醸成、明るく生き生きとした職場づくりを行うと。この表現を見る限り、風通しがよくなかったのだなど、明るく生き生きとしていないのだなど私は読み込ませていただきました。本来であれば、前回の委員会も、我々この前も言いましたけれども、世話人会のオブザーバーにも入っていませんので、やっぱりここには特別職であり、所管している上野副知事がいなければだめだし、経過を検証するには沿岸広域振興局長がいなければだめだし、そうであれば本来の議論ができないと思うのです。ただ、前回よりも部長級の皆さんがしっかりこうやって出てきていただいているので、責任を持った答弁、きょう午前中から出ているなという感じがします、まず組織体制について伺いたいと思います。

これは、いろんな問題があったと思うのですけれども、風通しのよい組織風土の醸成をしなければいけないという検証結果にあるとおり、それぞれの部局において組織的に何が問題だったのか。それぞれの部長、把握していると思いますので、この検証結果にある風通しのよい組織風土の醸成のためには何が問題であったのか、ちょっと順番も関係するの

で、申しわけないですけれども、農林水産部長、県土整備部長、総務部長、そして復興局の高前田理事にそれぞれ順次今回の問題の一つの大きな課題である、それぞれの部局で組織的に何をすべきだったかという点も踏まえて御答弁いただければと思います。

○東大野農林水産部長 最初に、農林水産部関係でございますけれども、事案発生の状況を見てみますと、特に大船渡水産振興センターでは顕著だったと思うのですけれども、執務室が分散しているといったような状況で、ある職員は処理を承知しており、ある職員は誤解していたというような状況や、あるいは配付された積算シートの間違いに気づいていた職員がおり、ある職員は気づいていなかったというような状況を見ると、普通の状態であれば、間違いに気づけばほかの職員にも、ここ違っているということを知らせ、組織内で共有するということが当然行われていたであろうし、そうであればこういったミスは防げたであろうと考えますし、あと最低制限価格、釜石のほうの案件ですけれども、あの案件も組織内で積算方法、係数の取り扱い方について知識不足があったわけですけれども、その中でも間違わなかった事例もあるので、正しい理解が組織全体に行き渡っていなかったといった意味で、この情報共有ができていなかったという指摘はそのとおりだと認識してございます。そういったこともございましたので、以後こういったことが起こらないような仕組みを何とか構築しようと。ただ、職員に負担がかかるような形で構築したのではいけないとももちろん思っていますので、そういった意味で情報共有のポイントとなる人間の配置として、議会で副知事が答弁差し上げたような、指導担当の先端の職員を中心に情報共有できるような、そういった仕掛けづくりをしていきたいと考えてございます。

○及川あつし委員 答弁の途中で申しわけないのですけれども、私がお聞きしたいのは、もちろん今言ったような問題が発生した組織的な問題と、次に契約解除の問題で言及しますけれども、今回問題が発生したと認知してからきょうに至るまでの組織としての対応として、私は改善点が絶対あったのではないかなと思うので、その問題も含めて組織的な今回の問題点について御答弁いただければありがたいと思います。

○東大野農林水産部長 失礼しました。問題が発生して、最初の事案が発生して、沿岸局から報告がありました。その時点での対応というのは、ほかに事案がないかどうか再点検するようにという連絡はもちろんしましたし、事案の中身を確認するために、先ほど大村参事が御答弁申し上げたように、本庁に来てもらって事案の中身がどうなのかという確認のための会議とか打ち合わせしたというような中で進めていきましたけれども、ただ事案が最初釜石の事案だけだったわけですけれども、それが大船渡の事案に拡大していく中で、対応について広域振興局での対応では無理だろうという判断に至りましたけれども、その辺については沿岸広域振興局の局長とも意見交換しながら、その後の対応についてどのように運んでいくかというのを打ち合わせながら進めていきました。事務的にはもちろん各事案が発生している釜石局なり、大船渡振興センターなりとの連絡は常にとり合いながら事案対応を進めていったということでもあります。

○若林県土整備部長 県土整備部としては、まず第1点は事の発覚がうちに寄せられたと

いうところでありながら、内部の関係があつて、私が知り得たのが5月15日だったと思います。そういう状況であつたと。この間、途中までは上がっているのですけれども、私のところまでは上がっていなかったという問題が一つあるかなど。確かにいろいろがんがん、がんがん来ますので、そういうことをおもんばかつての話もあつたかもしれませんが。それからあと、当該部でなかったというその感覚、県としての対応について、情報共有ができていないというのがまず第1点だと思います。

それから、その後の対応はすぐうちとして、うちでもないだろうなという指示を出してチェックしたところが、22日に判明したと。それから、その対応について前に歩いていた農林水産部を意識しながらの対応にせざるを得なかったのも、そういう状況で、その後の対応について業者、5月31日に説明に行つて意見を伺いましたけれども、それを踏まえた県の対応をとらざるを得なかったというのがあります。その間、やっぱり時間を要したというところもあります。

6月1日からは、それではこういう対応でないと業者もなかなか納得しないよねという形で、契約解除という方法ではあるけれども、協議をしながら双方了解のもとに打ち切り精算という形でどうでしょうかという方向性をうちの内部で出しまして、部長室で出して、その後すぐに農林水産部長に電話をして、この方向でいくからという話で確認した上で副知事に持ち込みまして、ではそれでいこうということで、最終的には6月4日だったですか、方針を決定して、6月5日の同意書の発送になったという流れでございました。

この間、例えばですけれども、リスクマネジメントというか、そういう部分について、何らかの形で関係部がすぐ集まって、何らかの形で対応するとか、そういうことが必要ではなかったのかなと思います。それを踏まえてですけれども、検討委員会以降の検討会含めて、そこは総務部長と私と農林水産部長がすぐ集まってそういう体制については今構築しておりますけれども、その反省を踏まえた対応は今のところとっているつもりであります。

○加藤総務部長 総務部の立場から見たこの経過に関する所感なり問題点なりの認識ということでございますが、初期というか、ある程度の段階まで事案が起りました所管部の中での責任というか、所管部の対応ということがまずありますので、検証なり、あるいは事業者との関係も含めて、事態の收拾につきましては関係部局が前線に立つてというか、そちらの対応ということを依頼したというか、こちらとしては見守っていたということで、随時関係する部分なり、あとは全体の仕事の進め方とか、取りまとめにかかわる部分につきましてはこちらにも意見は申し上げたり、そういう対応はしてまいりましたが、基本的に各部局内の対応をお願いしていたと。そういう過程の中で、今回の事案、ちょっと当初どこまで広がるかというところもありましたし、ちょっと五月雨式に事案が出てきたということもございましたし、やや事態の收拾に手間取った面も否めないということで、最終的には私ども全庁的な影響があるということで、再発防止策なり、その取りまとめなりというのに当たりましたが、取りまとめなり、その辺につきましては入るタイミングが非常に

難しく、こちらサイドのおしりをにらみというか、全体の再発防止策のことを考えて、早い段階からもうちょっと主導的に入ってもよかったのかなと思っています。随時情報交換なり、そういうことはやっていたのですが、ちょっとタイミング的なことにつきましては、今後よくその辺のところにつきましては反省といいますか、今回の轍を踏まないようにしなければいけないなと感じております。

○高前田理事兼副局長 復興の業務全般を総括する立場の組織といたしまして、今回の件については、やはり十分な部局間の連携がとれていなかったというのが率直な感想でございます。私どもとしてももう少し早くこういう事案の存在というものをきっちり把握できるような、そういう取り組みがまず必要だったなということがまず第1点でございます。

その上で、今回の事案の発生を踏まえて全庁的な取り組みということで、今回5項目ほどまとめられてございますけれども、これにつきましては庁内でも人ごとではないということで、今後の業務の推進に当たって留意すべき事項としてこういう提示があった早速その日に関係の総括課長、それから担当課長集めて、みんなで意識の統一を図ったところがございます。

それから、もう一点、やはり復興につきましては今未曾有の作業量になってございまして、現場の職員にまず一生懸命頑張っていただいております。こういった現場の職員の負担をふやさないような、そういった取り組みというものをやはり復興局としてもいろいろ考えていく必要があるだろうということで、具体的には例えばさまざまな事務関係、それから手続、そういったようなものの簡素化ができることはないかといったようなこともこれからしっかりと考えていきたいと考えております。

○及川あつし委員 それぞれの理事、部長には、率直な御答弁をいただいたと思っております。ぜひ今の答弁を踏まえて、改善策を早急にとっていただきたいと思うのですが、そうなりますと今の答弁、私はやっぱりこれまでの経過を踏まえて、率直なお話だったなと受けとめましたけれども、この報告書に反映されたようには思えないのですよね。我々は早い段階で報告書をいただきましたけれども、何か抜けているなどずっと思っておりました。今私が取り上げているのは、情報共有の課題であります。この報告書、6ページの(4)にも今それぞれの部長がおっしゃったような認識についての記載が十分ございません。何かこれを読む限りでは、現場の職員の方が気づいていたけれども、本庁に上げなかったという話しか書いていませんので、今答弁あったように、本庁の部長であっても、きちっと情報共有ができていなかったと思うのです。その件について、6ページにも書いていませんし、8ページの原因、問題点、対応策についても十分な記載がないと思いますので、今の答弁に基づいて再度今後の取り扱いについては検証をぜひお願いをしたいと思います。

組織の問題はその程度にしますが、私はいずれこの組織が十分にワークしていないということが一つの原因になって、結果として問題が五月雨的に起きてしまったということと、契約をしていた業者に非常な苦痛と負担と、ある意味金銭的な損失を与えてしまったとい

う視点も同時に必要ではないかなと思います。今回の検証に当たっても、何でこの問題が起きたのだというところはいっぱい書いています。これからどうするのだということも書いています。すっぱり抜け落ちているのは、きょう午前中の質疑で若林県土整備部長から契約業者に対する対応、あとは本当にこの契約解除の方法でよかったのかどうか、これから検証するという言葉はありましたけれども、一切、契約解除に至った経過やこれでよかったかという問題が記載されていない、この部分は抜けていると思うのです。ですから、これについてはここの記載の中に、7ページの入札・契約制度における事故安全性という中に、入札手続を進める中で設計積算に誤りがあった場合でも、直ちに再入札に至るような制度ではなく云々という記載がありますけれども、今回こうした記載をするに当たって、どういう手順と経過で契約解除まで至ったのかという検証がなされていないというのは、私は完全にこれは抜け落ちていると思うのです。不本意ながら契約解除に至った業者の端的な言葉を御紹介しますけれども、極めて理不尽で不条理だけれども、仕方がないから同意したというのです。全者、県の対応が正しいと思っていないし、この方法がベストだという認識ではなく、嵯峨委員の発言にもありましたけれども、契約者とすれば同等の立場であっても、やっぱり発注者と受注者の立場ですから、余りここでごねるのはどうなのだという本社からの指示で、現場が渋々、おかしいと思っても同意した者も多々あります。そうした経緯を踏まえていないということは、私抜けていると思いますので、この点について再度検証する場合にはぜひお願いをしたいと思います。

そこで、大事なのは資料2の検証結果ですが、前回もお話をしました。先ほどお話ししたのは、6月9日の前が抜けていますよという点、2ページ目にまいりますと、ここが今回の契約解除に至るまでのさまざまな問題の一つの重大なポイントだと思うのですが、6月1日金曜日、農林水産部、県土整備部、それぞれの項目の中で、関係者の意向等をもとに県としての取り扱いを決定と書いていますよね。5日にファクスを送ったと、文書を送ったのです。前回も申し上げましたけれども、前回の答弁で関係者の意向もあったので、こういう取り扱いにしたと言っていますけれども、9者全部がこの取り扱いについて同意していたわけではないのです。7日の日に4者から同意の文書が来ていますけれども、この4者が皆さんのやり方に、まあ、同意ではなくて仕方ないかなとただで、ほかの5者は同意していないのです。それを、皆さんのやり方は9者いるうち、ある程度4者ぐらいがこれでいけそうだから、このやり方でやっちゃえと行って、強引に5日に文書を送ったのではないですか。これはあえて聞きません。私全部経過調べていますから。だから、問題がこじれたのです。

もっと前にさかのぼります。基本的に私が今回の契約解除に至る過程でおかしいなと思っていたのは、9日の前に事案がある程度発生、わかった段階で、十分に全庁的に協議をしなかったのが、実質的に沿岸広域振興局がこの契約解除の流れをつくってしまったのです。だから、皆さんが後追いになって、いろんな理屈をつけて、このやり方だとかうだよね、このやり方はこうだ、でも沿岸はもうこうやっちゃってしまっているところで、後追いでや

って行って、さっきの組織の問題に戻りますけれども、建設技術振興課の情報は一気に本庁で共有化されて、これはまずいかもしいけないということにならなかった。だから、総務部長のところに行って、法務としっかり契約を解除するに当たってはどうかという協議もなかったと。何でこの取り扱いにしたかといえば、平成15年に水沢地方振興局で建築の案件で1件あって、そのときにそういう取り扱いしたから、これでいいのだということに進んだと私は確信を持っております。

結論的に申し上げれば、そういうばらばらな対応と、本当に正しいかどうかわからない契約解除の方法を、結果として5日の段階で納得もしていない業者がいるにもかかわらず、双方の同意で減額の形をしながら契約を解除するというのが皆さんの説明と考え方なのですけれども、全然理解していないのに一方的にやってしまったと。だから、こじれたのです。けれども、長引かせてもよくないと。復興事業だし、業を担っている者としても理不尽で不条理だけれども、お上には逆らえない部分もあるよねということで、断腸の思いで同意したのですよ。そういう言葉が全然きょうの説明でもないというのは、私非常に残念でなりません。このことについては、再度検証して、この契約解除のやり方が正しかったのかどうかというのを検証しないと次の段階に進めないと思いますので、午前中、若林県土整備部長からの答弁でありましたけれども、万が一問題が起きてしまった場合の契約解除とか契約の取り扱いについてどうするのかということについて、現段階における認識について、これは誰が答弁していただけるのかわかりませんが、しかるべき部長からの答弁をお願いします。

○加藤総務部長 この契約の問題につきましては、契約をどうするかということですので、さまざまな影響が大きい面がございますので、ちょっとお時間いただいて、いろいろな面から、今法的な面という御指摘もございましたが、そういったことも含めて検討したいと思っています。

観点といたしまして、なるべく事業を速やかに円滑に進めるという意味では、続行が望ましいという面もある反面、やっぱり間違ってしまったというところ、本来であれば別の方が受注したというところの入札制度の公正性、公平性の観点ということ、さらに、そうはいっても当事者間では契約は有効に成立しているということ、その契約をどのように扱うかということがございますので、その辺の法的な整理もクリアしつつ、あとは今回こういう具体の事例が発生したわけございまして、事業者の方々にも御迷惑をおかけしたということですので、いろいろ事業者の思いの御紹介がございましたが、これはもう我々の主張ということではなく、実際の事業者なり、どのように受けとめられているか、そういうこともそんなくした上で、法的な問題整理、それと影響度の観点ということから、さまざま影響する部局がありますので、この点につきましては早急に整理をした上で、対応を打ち出したいと思っております。

また、契約の種類等もさまざまございまして、今回は建設関連業務ということが中心でございますが、ほかの分野、場合によっては工事も考えられるかもしれないのですが、

そういうことにも影響が及びますので、その辺も踏まえて、いろいろ課題だけ並べてということのつもりでもないのですが、そういうのをきちっと整理した上で、なるべく速やかに対応なり方向性を見出したいと考えております。

○及川あつし委員 ありがとうございます。いずれその点については報告書の中では全く文字が見えませんが、大事な課題でありますので、再度検証を十二分に行っていただきたいのと、今回やむなく契約解除に同意した9者の皆様には、しっかりと説明をしていただきたいと。そして、午前中大村技術参事のほうからお話がありましたが、これまで設計や、あとは測量の関係で1回契約をしていて解除して、どういう形で精算したかという事例がないと思いますので、大変だと思うのですけれども、今回契約をしていて同意をされた会社のほうは瑕疵がございませんので、本当に成果物が見えない世界での精算になるので、十分に配慮していただきたいと思います。

一例だけちょっと御紹介しますと、契約したことによって今回かなりボリュームが大きい額ですから、それを元手に運転資金を金融機関から借りていると。でも、同意をして契約解除になってしまえば、その運転資金で1回借りたものも全部ランニングに使っているのに、また返済しなければいけないというような問題も、二次的、三次的な問題も出ていますので、そこも早急に対策を講じていただきたいと思います。

最後の3点目の実務の関係でありますけれども、今後の職員の技術力の向上とか積算の方法とかいろいろありますけれども、まとめて大きな観点だけから伺いますけれども、これも前回も申し上げましたけれども、非常に細かい制度を皆さんがつくり上げてきたがゆえに、それによって縛られてしまっているという部分がありますよね。ぜひその呪縛を自分なりに今のこの時期に合わせて解いていただいて、しかるべき効率性の高い事務執行ができるように工夫をしてもらいたいなということを重ねて申し上げたいと思います。

その部分については、いろいろ出ていますけれども、前回少し質疑させていただきました情報公開の面ですね、ここについての記載がございません。現場の積算等を担当している職員の方からいろいろ伺いました。現場の職員の皆さんの声は、何でこんな細かい情報公開まで対応しなければいけないのだと。肝心かなめの仕事よりもそっちに相当な労力をとられるということもかなり従前からおっしゃっておいりましたし、例えば1回入札公告があつて入札をするまでの間、質問状というのがいろいろ出るらしいのですけれども、岩手県ほど後生丁寧に細かいことについて回答を下さる役所はないそうです。私も事例をいろいろ聞きましたけれども、えっ、そんなのも公文書みたいな形で来るのかというような話です。そういうのまで対応されている姿勢については、おかしいのではないのとは言いませぬけれども、もうやめて、本当に大事な業務に専念していただきたいと思います。

伺いたいのは、情報公開のあり方について、震災業務を効率的に進めるという観点で、どのように検討しているのかお知らせ願います。

○吉田建設技術振興課総括課長 私のほうからお答えするのは、最低制限価格に関する情報公開ということでございますが、午前中にもお話ししましたように、算定方法の簡素

化をいたしました上で、予定価格に0.8を掛けるという算定方法にいたしました上で、その上下一定の幅で1万円単位で設定するという形にします。これまでは1円単位で的中させなければくじ引きに参加できないと。先ほどお話ししましたように、43%がくじ引きになっておりますので、1円単位で正解でなければくじ引きに実質的に参加できないという状況は、もう改めるべきだと。今回の上下一定の幅で1万円単位で設定ということをしなすと、これまでのような細かい情報公開請求をする意味が余りなくなると。結果的に、情報公開そのものも業者が経済活動として行っておりますものですから、その経済活動としての意味が希薄になってくるということから、今後請求そのものは暫時減っていくのではないかと期待をしているところでございます。

○加藤総務部長 契約関係書類、積算書類等含めた情報の開示の問題でございまして、現在かなり広範に出しているという御指摘でございましたが、なかなか情報公開制度なり情報の開示の制度の側から申し上げますと、現在、特に業務に直接的な支障は生じていないということで、非開示事由に当たらないということで、そこについては公開あるいは開示請求に応じて出ささせていただいているということでございまして、情報公開の制度の運用上、今まではお出ししていたのですけれども、出さない対応というのは、かなり整理が要るのかなと考えております。仮にそれを出さないということにしても、開示請求を受けた場合には開示せざるを得ないという面もありますので、その辺のところをどのように整理していくかというところがあると思っております。確かに、他県の例等さまざまあるのだらうと思っておりますので、その辺ちょっと状況も見た上で、そういう課題もありますので、検討させていただければと思っております。

○及川あつし委員 それぞれ御答弁ありがとうございました。いずれ効率的にやっていただくようお願いしたいと思います。

最後の最後になります。中央のほうの抜本的な見直しという意味で、何か復興庁とか国土交通省のほうでCM方式というのを実験的にやるとかやらないとかいう話を聞いております。コンサル業務も、設計も、建築工事も何もかも一切合財ワンセットでばんと出してしまっ、役所の手間も省くし、予算も効率化するし、工期も短くすると。こういうことになっているようですが、この点については、今回の事案も同様の流れだと思うのですが、何か検討していることがあるのであればお知らせいただきたいと思っておりますし、所感があれば、その点についてもお示しいただければと思っております。ないならいい結構です。

○蓮見復興担当技監 CM方式についての御質問でございまして、今回の大震災に係る復旧、復興工事の円滑な実施に係り、国土交通省を初めとして岩手県も入っておりますが、協議会をつくってございまして、その協議会の中で新しい入札契約方式としてCM方式を活用した設計施工一括発注方式というのが先月の会議であったと思うのですが、提案されております。会議では、特に市町村のまちづくり関係の発注をイメージして説明されていたと理解してございまして、マンパワー不足に対しては抜本的に効果がある対策として提案されております。ただ、CM方式につきましても幾つか課題がございまして、

例えば実際に業務を請け負うCMR、コンストラクションマネジャーの選定方法ですとか、そのフィーをどう設定するかとか、役割分担、責任分担をどうするかとか、あるいは地元企業の活用をどうやって図っていくかとか、整理をしなければいけない課題もあると認識しております。そういった状況でございますので、当面UR、都市再生機構のほうでまずは先行的に導入すると聞いてございますが、その事例とか、あるいは国土交通省、復興庁からのいろんな情報も踏まえまして、研究のほうをしてまいりたいと思っております。

○及川あつし委員 たくさんいろいろお聞きしましたけれども、御答弁ありがとうございました。いずれ今回の事案については、まだ十分な対応は100%の状況まで来ていないということで、いろいろ質疑をさせていただいたつもりでありますので、今後もまたしっかりと復興事業のためにお取り組みいただきますようお願いを申し上げて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○佐々木大和委員 復興事業の中で起きた今回の事件ですが、これに関しては被災地のほうではやはり相当不安を持っております。特にも今回、ロードマップも発表されましたけれども、官とともに民業が復活しなければ被災地は動かないわけですが、その民間のほうは特にその不安を持ったというのが多かったと思っております。そういう意味で、今回のこの事件の与えた不安を解消するのに、県のほうではどういうメッセージを発しようとしているのか、そこを伺います。

○高前田理事兼副局長 メッセージということでございますけれども、私どもは一日も早い震災からの復興ということ、今、県を挙げて大きな目標として掲げておるところでございます。まずは、今回こういった事案が発生したということ、重く受けとめまして、再発防止にしっかり取り組むということはございますけれども、決してそのために復興の歩みが遅くなるようなことがあっては許されないと考えておまして、ますます県が組織を挙げて一日も早い復興に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○佐々木大和委員 先ほど来の審議の中で、県のほうでは、この事件で出てきたおくれを実際的には二月あるいは三月のおくれでこの事業は追いつきますと、最終的な完成には影響はないと。しかし、誰が考えてもその案件でそれだけ時間をとられれば、そのしわ寄せは別な分野に必ず出るだろうと。そういうところにどんな対応をするか、マンパワーの保持はこうなっているとか、あるいは先ほど話が出ましたけれども、発注方法にも新たな分野を取り入れて、この復興のおくれは出さないと、そういうようなメッセージがなければ、今回の事件の最終的な結論を出したことになるのではないかと。そういう意味で、被災地のほうで頑張っている方々がこれまで以上に頑張っていけるように、早期の復興を目指すのは、これはもう一体でやらなければならないわけですが、そういう意味で特に今回の事件は大きな影響を与えておりますので、改めてその点を加えてこういう対応をしていきたいということ、伺いたいと思います。

○高前田理事兼副局長 ただいまの委員の御指摘でございますけれども、私どもは県の組織を挙げて全力で取り組むと申し上げましたのは、マンパワー、それから予算的な面、そ

の他さまざまなことを含めて県の組織を挙げて全力で取り組みたいと。現場で頑張っている職員はたくさんおります。そういう職員の業務がさらに円滑に進むようなことを組織を挙げてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。あくまでも現場力ということを私どもは考えておりますので、そういう点にも十分意を用いて取り組んでいきたいと思っております。

○田村誠委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村誠委員長 ほかにないようですので、災害復旧事業に係る入札・契約事務における積算誤り等の事案については、これをもって終了いたします。

執行部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでした。

それでは次に、日程第2、その他であります。皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村誠委員長 なければ、以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。